

●香川県告示第74号

香川県工事請負契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。

令和8年3月31日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県工事請負契約約款の一部を改正する約款

香川県工事請負契約約款（平成9年香川県告示第256号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(関連工事の調整)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施行につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合において、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。</u></p> <p>(工期の変更方法)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第57条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第58条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p> <p>(請負代金額の変更方法等)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第57条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第58条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p>	<p>(関連工事の調整)</p> <p>第2条 略</p> <p>(工期の変更方法)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>(請負代金額の変更方法等)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p>

#### 4 略

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 略

2～8 略

9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第57条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第58条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(前払金の使用等)

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、前払金の100分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

#### 3 略

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 略

2～8 略

(前払金の使用等)

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から令和8年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、同日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

#### 附 則

この約款は、令和8年4月1日から施行する。